

## 経営会議の内容

件 名	(仮称) 生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定等について
所 管 部	街づくり計画部
日時・場所	平成30年11月21日(水) 10:15 ~ 10:40 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、街づくり計画課長
提 出 理 由	生産緑地法の一部改正に伴い、地域の実情に応じて市が条例で生産緑地地区の面積要件を引き下げることが可能となったことを踏まえ、(仮称) 生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定等を行うにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	<p><b>【主な意見等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定基準の見直しにより、防災機能を有する農地を生産緑地地区に指定できるようにしていくとのことだが、火災の延焼防止機能を期待するにあたって、農地と建築物からの距離を数値で定めるなど、明確な根拠はあるか。  (所管部) 指定基準は、延焼防止機能を数値等によって判断する内容になっていない。ただ、今回、条例に定めたいと考えている面積要件の300㎡は、国交省の指針を根拠とするものである。</li> <li>・ 延焼防止機能を期待するにあたり、周辺の建築物の耐火・非耐火の構造の違いで状況が変わると思う。消防本部としても、本制度が適切に運用されるよう関わっていききたい。</li> <li>・ 条例改正によって生産緑地の指定はどれくらい進むのか。  (所管部) 条例の制定によって生み出される生産緑地は、意向調査で分かっているものに限定すると0.1ha程度である。ただ、農家の方には、特定生産緑地も含めて制度内容を十分にご理解いただけていない面もあると思うので、平成31年度以降、制度の案内を個別に通知するなど、きめ細かく対応し、生産緑地の指定が進むようにしていきたい。</li> <li>・ 法が認める面積要件の引き下げを、最大限に活用した条例を制定することは意義深い。これにより、本市にとって、農地が保水機能も含めた防災機能を有し、都市環境の向上に寄与するものであることを明らかにするとともに、その保全を最大限図っていかうとする市の姿勢を示すことができる。</li> </ul>
会議結果	案のとおり、進めていく。